

策を伺う。

②農業振興には、様々な施策が必要と思うが、行政の補助金等支援も必要と考える。そこで「八百津町農業振興対策事業補助金等交付規則」について伺う。この規則は、平成4年3月に公布され、平成22年11月に改正が行われ、現在次のように規定されている。第1条目的として、対象となる交付先、第2条として補助金対象事業等である。この規定について、現状にあつた内容の見直しについての見解を伺う。

答（藤本産業課長）

組織については、それに近いグループはありますが、後継者の確保等の不安があり、集落営農組織にまでは至っていません。農業経営の法人化については2農家あり、昨年度1農家が株式会社となりました。今後の扱い手の育成については、引き続き、こうした国の制度を最大限に利用しながら進めていきますが、町として認定農業者や担い手への独自の支援も必要と考えます。さらに新たな農業者の確保については、農地のマッチングにおいては、農地の中間等の施設の導入を行い、地域農業の振興に貢献しています。農家の認定があり、無利子による資金の借り入れにより乾燥機等の施設の導入を行い、地域農業の振興に貢献しています。農地の集積については、農地中間管理事業の活用が2農家61a、認定農業者による農地の利用集積は5農家1575a、農地の利用集積が1農家978aと進んでいます。農作業の受委任については、西部営農組合により、町の下地区では、約2500aの作業委託が進んでいます。担い手の確保については、平成25年度に福地地区を皮切りに「人・農地プラン」を策定、本年3月には八百津町全域に広げ、町内で農業振興を担っていく人材「担い手」は12農家となりました。その内、新規認定就農者は2農家となっています。集落営農組

ら、どなたでも対象となるとれます。ただし別表にて対象者を限定している場合はあります。

また、ご質問のこの規則の規定については、古いままでの制度がそのまま残っているものもあり、見直しは必要だと認識しています。

現在、第5次総合計画を策定中ですが、その振興策の中核としている集約化・共同化取組への支援、認定農業者や担い手への支援、地域特産作物・加工品などの開発・ブランド化への支援といった、やる気をさらにアップさせる補助金の創設や、鳥獣対策など現在ある補助金制度をより効果的なものにしていくため、見直しを図り、実のある制度、また八百津町で農業をやるために良かっただと思つてもらえるような制度を作つていなければと考へています。

答（藤本産業課長）

キリン木曽川水源の森について、平成19年の春から始まった環境整備が10周年を迎え、本年4月3日には関係者が集まつて「お花見会」を開催することが出来ました。5haの森にはサクラやモミジなど、約7500本が植樹され、今では間伐が必要なほどに育っています。国土緑化推進機構からの交付金は、あと2年で終了しますが、協働による整備は引き続き進めていきたいと考へています。また、東部各地区のまちづくり団体による、森林を整備しながらの観光スポット、体験スポット作りも進んでいます。今年4月には、地域の有志のみなさんによる、ふくしまサクラもりプロジェクトが誕生しました。個人所有の山林ですが、最近、特に東部地区においては、住居周辺の伐採が進められており、集落が大変明るくなってきたように思いました。これも、住民のみなさんの意識変化の表れではないかと推測します。森林施業の集積や共

その現状と今後の方策を伺う。

②森林の整備と保全管理には、個人所有者が下刈りや間伐をして森林管理をしていくことが求められているが良い方策はないのか伺う。

答（藤本産業課長）

キリン木曽川水源の森について、平成19年の春から始まった環境整備が10周年を迎え、本年4月3日には関係者が集まつて「お花見会」を開催することが出来ました。5haの森にはサクラやモミジなど、約7500本が植樹され、今では間伐が必要なほどに育っています。国土緑化推進機構からの交付金は、あと2年で終了しますが、協働による整備は引き続き進めていきたいと考へています。また、東部各地区のまちづくり団体による、森林を整備しながらの観光スポット、体験スポット作りも進んでいます。今年4月には、地域の有志のみなさんによる、ふくしまサクラもりプロジェクトが誕生しました。個人所有の山林ですが、最近、特に東部地区においては、住居周辺の伐採が進められており、集落が大変明るくなってきたように思いました。これも、住民のみなさんの意識変化の表れではないかと推測します。森林施業の集積や共通化、林道・作業道の整備、森林環境税などを利用した各種取組みにより、10年前と比べま

すと、明るくなった山が確かに増えました。ただ、700ha以上を占めるであろう町の人工林を全て保全していくことは、並大抵のことではありません。今後も、こうした国・県の制度を最大限に利用するとともに、関係団体や町民のみなさんと一緒にになって里山の保全と快適な環境づくりを進め、さらにPRにも努めたいと考えています。

次に、山林所有者個人による下刈り・間伐への町独自の補助金制度の創設をというご質問ですが、少しでも個人で山の手入れが出来る人が増えてくれば、それはやる気を高めるために大変良いことだと考えます。しかし、県内をみましても、保全管理のための間伐について、個人へ直接補助金を交付する制度は見受けられません。県の補助金に上乗せするタイプや、森林組合などへ交付するというもの、つまり、集積化・共同化など、今まで付けていた制度が多くなっています。個人による補助金申請にあたっては、申請書を作るだけでも施業面積を測り、変な個人負担がかかってくると思われます。そうした問題点も含め、今後、検討していくたいと考えています。

答（八百津町の農林業の振興について、どのように現状認識をしているのかを伺う。）

Q2 林業の振興について

林業振興

事業補助金等交付規則第1条の主要施策の「森林の保全」について次のことを伺う。

①地域住民やボランティア団体との連携により、森林づくりや里山整備事業を推進すると同時に住民・関係者の意識高揚を図り、森林の保全を進めてきたが、

次に、八百津町農業振興対策事業補助金等交付規則第1条の主要施策の「森林の保全」とは、「予算決算など会計事務を適正に管理しており、総会を実施している団体」を対象としており、「農業者」については、転作推進作物への補助金の対象者が該当しまでの基本的農業従事者な